

大崎町下水道事業経営戦略  
(公共下水道)

【令和3年度～令和12年度】

令和2年11月  
大崎町下水道事業

大崎町下水道事業経営戦略

団体名 : 大崎町  
 事業名 : 公共下水道  
 策定日 : 令和2年11月  
 計画期間 : 令和3年度 ~ 令和12年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成14年度 (17年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適
処理区域内人口密度	17.7(人/ha)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1処理区		
処理場数	1		
広域化・共同化・ 最適化実施状況*1	なし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを  
含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を統  
合して管理・執行する場合(料金徴収等の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的  
条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない)  
を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体 系の概要・考え方	・使用料体系：使用量 ・基本料金：5 m <sup>3</sup> まで 450 円 ・超過料金：5 m <sup>3</sup> 超～40 m <sup>3</sup> =90 円/m <sup>3</sup> 、40 m <sup>3</sup> 超～60 m <sup>3</sup> =110 円/m <sup>3</sup> 、 60 m <sup>3</sup> 超=120 円/m <sup>3</sup>		
業務用使用料体系の 概要・考え方	・一般家庭用使用料と同一		
その他の使用料体系 の概要・考え方	・別に定めなし		
条例上の使用料*2 (20 m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度 1,940 円 平成30年度 1,940 円 令和元年度 1,940 円	実質的な使用料*3 (20 m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度 2,960 円 平成30年度 2,960 円 令和元年度 2,960 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20 m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を  
含む)をいう。

③ 組織

職員数	平成 31 年 4 月時点 公共下水道事業特別会計の職員数は 2 名 (技術補佐 1 名、係長 1 名)
事業運営組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大崎町役場水道課内において、公共下水道事業を実施しています。</li> <li>・処理場については、維持管理業務を民間委託しています。</li> </ul>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	該当無し
	イ 指定管理者制度	該当無し
	ウ PPP/PFI	該当無し
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	該当無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	該当無し

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取り組みを指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた収入増につながる取り組みを指す。  
(単純な売却は除く)

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙「経営比較分析表」参照

## 2. 経営の基本方針

管渠整備が終了し下水道接続率も向上していますが、下水道整備に多額の経費を投入した時期の元利償還が財政負担となっています。また、管渠の更新については築年数が15年でありしばらく先のこととなりますが、処理場の機械・電気設備等は更新時期を迎えるものがありますので、今後の投資的経費が発生する見込みです。

投資の効率化を図るとともに、維持管理費の軽減に努めます。

## 3. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

・長寿命化計画を策定し、処理場の機械・電気設備等の更新を行います。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

人口減少や空き家の増加等による有収水量の減少による緩やかな減少が見込まれます。使用料の見直しは経営状況を勘案し、必要の都度、検討します。

・企業債に関する事項

建設改良費や更新事業については、受益者負担金及び下水道事業債を発行する予定です。資本費平準化債等については、年間2千万円程度の発行を想定しています。

・繰入金に関する事項

平成31年度予算額を基準に令和2年度以降の繰入額を算定しています。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費に関する事項

職員数の増減及び給与費の増減は、人事異動により変動するため平成31年度相当額を基準とします。

・動力費に関する事項

電気料金は現状維持に努め、平成31年度相当額とします。

・修繕費に関する事項

築年数が浅いため修繕は最小限にとどめ、平成31年度相当額とします。

・委託費に関する事項

委託業者との打ち合わせを密にし、経費の削減に努め、平成31年度相当額とします。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) において、実質収支が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じた経費回収等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	なし
投資の平準化に関する事項	長寿命化計画の策定により投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)	なし
その他の取組	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後の接続状況を精査し、定期的に見直しを検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	なし
その他の取組	一般財源への依存度が高いため、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量の増加を図り、経営の健全化と効率化を図ります。

③ 投資以外の経費についての考え方

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)	なし
職員給与費に関する事項	現状維持を目指します。
動力費に関する事項	処理場の機器更新時に省エネルギータイプの機器導入を検討します。
薬品費に関する事項	なし
修繕費に関する事項	定期的に点検を行い、異常の早期発見と修繕に努め、施設の長寿命化を図り、経費削減に努めます。
委託費に関する事項	委託業務の項目や内容を精査し、経費削減に努めます。
その他の取組	なし

④ 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	適宜、実施状況の検証、評価を行い、5年に1度程度経営戦略の見直しを行います。その他、重要な計画変更、新規策定を行った場合は、その都度見直し、経営戦略を更新します。
---------------------	---

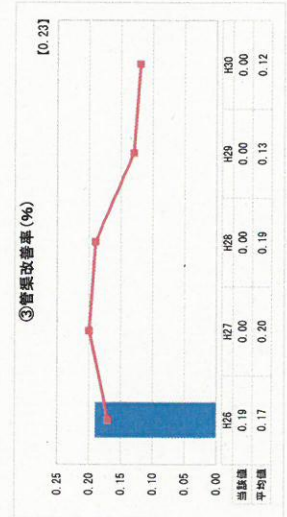
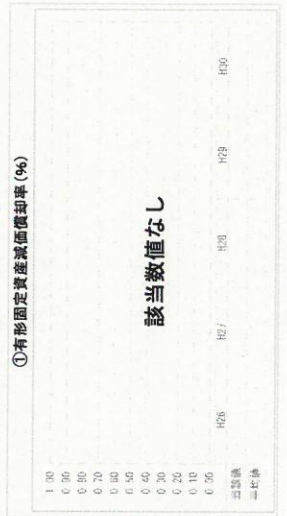
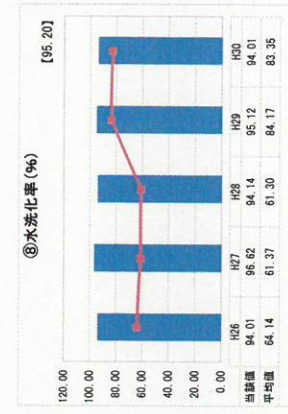
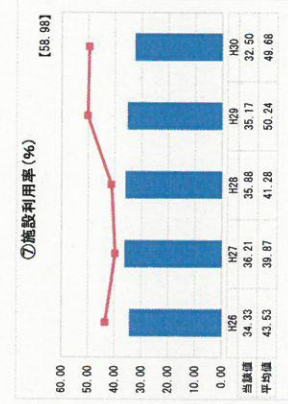
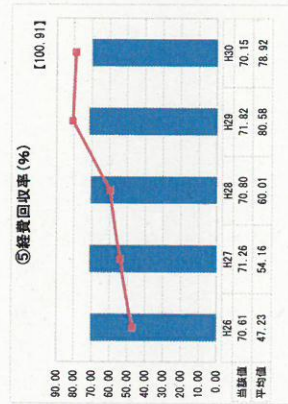
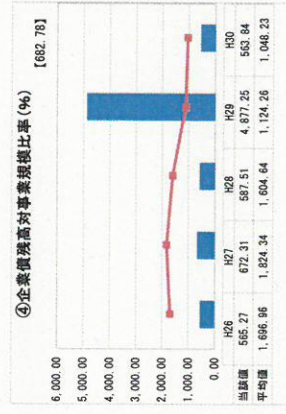
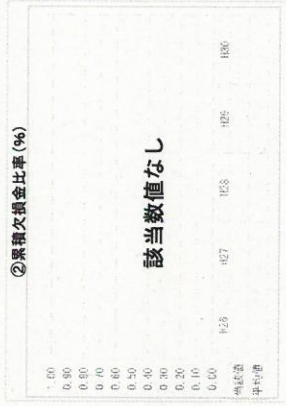
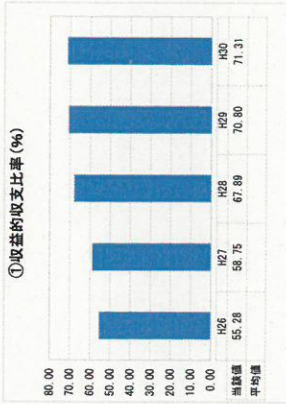
# 経営比較分析表（平成30年度決算）

鹿児島県 大崎町

業務名	業務名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
法非通用	下水道事業	公共下水道	Cd2	非設置	13,170	100.67	130.82
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)	処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
-	該当数値なし	24.94	105.24	1,940	3,258	1.84	1,770.65

グラフ凡例  
 ■ 当該団体値(当該値)  
 - 類似団体平均値(平均値)  
 □ 平成30年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

- 経営の健全性・効率性について
  - 100%を下回っているが、地方債償還金の占める割合が大きいため、この償還額は年々減少傾向にある。本町のアクションプランを基本に汚水処理普及率100%を目指し取り組みを進めるとともに、収納率の向上等に努め、経営の健全性を図っていく必要がある。
  - H29決算資料内の一部に報告漏れがあったため、H29は本欄に増加しているが、実際の当該値は類似団体と比較して低い数値で推移しており、償還負担は比較的小さいといえる。
  - 比較的高い数値で良好といえるが、さらなる増加分の増加を図っていく必要がある。
  - 類似団体と比較して低い数値で推移しており、効率的な汚水処理ができていないといえる。
  - H29より類似団体区分が変更となったため、平均値との差が広がってしまった。汚水処理能力に余裕があるため、新規接続の増加による年次水量の増加分を多く必要とする。
  - 類似団体と比較して高い数値で推移しており、良好といえる。

以上ことから、収益的収支比率や施設利用率が低いことから、設備増や使用料負担の増加を回避していく必要がある。類似団体と比較して水洗化率は高く、また汚水処理原価は抑えられていることから、概ね効率の良い経営ができてきているといえる。

## 2. 老朽化の状況について

- 平成15年から供用開始して、計画的に更新期間があるので、年2回の清掃を兼ねた点検を重視し、計画的な更新を検討していきたい。

## 全体総括

公共下水道事業の経営は、類似団体と比較して安定しているといえる。しかし、人口減少と少子高齢化が急激に進んでいる現状の中、使用料以外の収入で補っている部分があるため、今後も汚水処理普及率100%を目標に、接続世帯の増加や収納率の向上に向けた取り組みを行う必要がある。今後、経営戦略の策定や下水道使用料改定を検討し、経営の効率化と経営基盤の強化に努めていきたい。

## 2. 老朽化の状況

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

収支計画(※)

区分	年度	(単位:千円, %)											
		前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収益的収入	1 総収入	128,660	117,824	115,083	125,525	128,455	131,323	134,129	133,638	133,153	132,672	132,196	132,241
	(1) 営業収入	32,021	33,824	30,033	40,475	43,405	46,273	49,079	48,588	48,103	47,622	47,146	47,191
	イ 受託工事収入	31,968	33,694	30,006	40,425	43,355	46,223	49,029	48,538	48,053	47,572	47,096	47,141
収益的支出	ウ 其他収入	53	130	27	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	(2) 営業外収入	96,639	84,000	85,050	85,050	85,050	85,050	85,050	85,050	85,050	85,050	85,050	85,050
	ア 其他収入	96,639	84,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000
資本的収入	2 総費用	56,009	48,649	43,959	45,585	43,852	42,117	40,350	38,554	36,778	35,074	33,528	32,159
	(1) 営業費用	32,627	27,043	23,218	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
	ア 職員給与	3,771	3,000	19,049	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
資本的支出	イ 退職手当	28,856	24,043	4,169	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
	(2) 営業外費用	23,382	21,606	20,741	18,585	16,852	15,117	13,350	11,554	9,778	8,074	6,528	5,159
	ア 支払利息	23,382	21,606	20,241	18,085	16,352	14,617	12,850	11,054	9,278	7,574	6,028	4,659
資本的収入	イ 一時借入金利息			83	83	83	83	83	83	83	83	83	83
	3 収支差引(A)-(D)-(E)	72,651	69,175	71,124	79,940	84,603	89,206	93,779	95,084	96,375	97,598	98,668	100,082
	1 資本的収入	77,030	57,786	71,074	55,660	53,660	53,660	55,660	55,660	50,660	50,660	40,660	30,660
資本的支出	(1) 地方資本費平準化	38,200	34,600	24,900	25,000	23,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	ウ 他会計補助	38,200	34,600	16,300	16,500	13,000	13,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	(2) 他会計借入金	36,500	21,011	45,514	30,000	30,000	30,000	45,000	45,000	40,000	40,000	30,000	20,000
資本的収入	(3) 他会計借入金												
	(4) 固定資産売却代金												
	(5) 国(都道府県)補助金												
資本的支出	(6) 工事負担金	2,330	2,175	660	660	660	660	660	660	660	660	660	660
	(7) 其他												
	2 資本的支出	151,124	125,747	140,167	140,071	137,647	140,355	146,890	152,550	149,242	148,726	139,079	128,932
資本的収入	(1) 建設改良費	26,594	4,100	25,000	25,000	25,000	25,000	30,000	35,000	35,000	40,000	40,000	40,000
	ウ 職員給与	15,226	4,100	10,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
	(2) 地方償還金	124,410	121,627	115,167	115,071	112,647	115,355	116,890	117,550	114,242	108,726	99,079	88,932
資本的支出	(3) 他会計長期借入金返還												
	(4) 他会計繰出金												
	(5) 其他	120	20										
3 収支差引(F)-(G)	△ 74,094	△ 67,961	△ 69,093	△ 84,411	△ 83,987	△ 86,695	△ 91,230	△ 96,890	△ 98,582	△ 98,066	△ 98,419	△ 98,272	

# 収支計画(※)

区分	年度	(単位:千円, %)											
		30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
		前々年度 (決算)	前年度 (決算) 見込	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収支再差引	(E)+(I)	△ 1,443	1,214	2,031	△ 4,471	616	2,511	2,549	△ 1,806	△ 2,207	△ 468	249	1,810
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)												
前年度繰上充用金	(M)	5,027	3,584	4,798	6,829	2,358	2,974	5,485	8,034	6,228	4,021	3,553	3,802
収益的支出に充てた地方債	(N)												
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)		3,584	4,798	6,829	2,358	2,974	5,485	8,034	6,228	4,021	3,553	3,802	5,612
翌年度へ繰り越すべき財源 (Q)													
実質収支黒字 (R)													
実質収支赤字 (S)													
赤字比率 ( (S)/(B)-(C) ) × 100 )													
収益的収支比率 ( (A)/(D)+(H) ) × 100 )		71.3%	69.2%	72.3%	78.1%	82.1%	83.4%	85.3%	85.6%	88.2%	92.3%	99.7%	109.2%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した不足額の資金 (T)													
営業収益 - 受託工事収益 (B)-(C) (U)		32,021	33,824	30,033	40,475	43,405	46,273	49,079	48,588	48,103	47,622	47,146	47,191
地方財政法による資金不足の比率 ( (T)/(U) × 100 ) (V)													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (W)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (X)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (Y)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ( (V)/(X) × 100 ) (Z)													
他会計借入金残高 (Z)		1,539,155	1,417,528	1,302,362	1,187,291	1,074,645	959,291	842,401	724,852	610,610	501,885	402,806	313,875
他会計繰入金													

区分	年度	(単位:千円)											
		30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
		前々年度 (決算)	前年度 (決算) 見込	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収益的収支分		96,639	90,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
うち基準内繰入金		96,408	90,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
うち基準外繰入金		231											
資本的収支分		36,500	26,011	45,514	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
うち基準内繰入金		120	20	45,514	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
うち基準外繰入金		36,380	25,991	45,514	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
合計		133,139	116,011	140,514	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000

(※) 令和2年度地方債同意等基準運用要綱第一の四に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財第73号・総財第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。